

韓国における2020年改正関税関連制度

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所のKPMG三晟会計法人に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびKPMG三晟会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKPMG三晟会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

韓国における2020年改正国税関連制度

1. 個人輸入代行業者に対する連帯納税義務の賦課など（2020年4月1日輸入申告分から適用）
 - － 個人輸入代行業者が購買者から関税を受け取った後、不法行為を通じてこれを騙取した場合には(例：輸入申告人に虚偽の価格情報を提供するなど)、個人輸入代行業者にも納税義務を賦課して関税脱税罪として処罰する。

2. 関税納付不誠実加算税および加算金を納付遅延加算税に統合（2020年1月1日納税義務成立日から適用）
 - － 納税者が納付期限までに税金を完納しなかった場合、納付告知前に適用される期間利子性格の加算税および納付告知後に適用される加算金を一元化して納付遅延加算税に統合
 - * 現行：納付不誠実加算税＋加算金（納付税額の3%）
 - 改正：納付遅延加算税に統合（加算税利子＋加算金）
 - * 統合されただけであり、金額は同一

3. 関税納税者保護官および納税者保護委員会の新設（2020年7月1日適用）
 - － 関税庁に納税者保護官および納税者保護委員会を設置し、納税者の権利保護のための制度を新設
 - * 納税者保護官は納税者の権利保護業務を総括し、納税者保護委員会は関税調査に対する納税者の不服など、納税者の権利保護に関する事項に対して審議する。

4. コンテナ貨物検査費用を国が負担（2020年7月1日から適用）
 - － 中小・中堅企業の輸出入コンテナ貨物を危害物品の摘発などの公益目的のために選別的に検査する場合、所要される費用を国が予算の範囲で支援する。
 - * ただし、輸出入に関連する法令を違反する場合には検査費用の支援対象から除く。

5. 通告処分の免除可能（2020年1月1日適用）
 - － 軽い関税法の違反行為に対して通告処分対象者の年齢および環境、法違反の動機および結果ならびに反則金負担能力などの情状を考慮して通告処分を免除することができる。
 - * ただし、免除基準は反則金30万ウォン（追徴金・没収品価額100万ウォン）以下の場合に限定し、通告処分の免除については、関税反則調査審議委員会の審議を通じて決定。

6. 通関士と税関公務員との縁故関係の宣伝禁止義務の付与など（2020年4月1日適用）

- 公職を退任した通関士と現職の税関公務員との業務癒着などの不正を事前に防止するために税関公務員との縁故関係の宣伝禁止などの義務を付加

7. 品目分類の変更による税額更正時にFTA協定関税の事後適用申請期限の延長(2020年4月1日協定関税事後適用申請分から適用)

- 税関長が、輸入者が申告した品目分類と異なる品目分類を適用して税額を更正する場合、FTA協定関税の事後適用申請期限が延長される。
 - * 輸入申告受理日から1年または当該納税告知を受けた日から45日以内

8. FTA協定税率と関税法上の税率が同一な場合、FTA協定税率の適用を許容（2020年1月1日輸入申告分から適用）

- 輸入製品に適用されるFTA協定税率と関税法上の税率が同一な場合、輸入者が適用税率を選択することができる。
 - * 輸入者が品目分類の変更などによる追徴などのリスクに備えるためにFTA協定税率の適用を希望する場合には、協定税率を適用することができる。

9. 申告納付および納税申告した税額が過大な場合、更正請求および税額訂正を輸入者の選択事項に変更（2020年1月1日輸入申告分から適用）

- 輸入者が原産地証憑書類の内容の誤謬により申告納付または納税申告した税額が過大であることが分かった時。
 - * 過大な税額に対する更正請求（過大納付した税額に対する還付請求）および税額訂正（納税前に申告した税額を訂正）が輸入者の義務事項から選択事項に変更
- また、過大な税額に対する更正請求および税額訂正を行わなかった者に賦課していた過料を廃止